

## 性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書

平成29年6月、110年ぶりに性犯罪に関する刑法の改正案が国会で可決され、同年7月に施行されました。強姦罪が強制性交等罪に名称変更され、懲役の下限が3年から5年に引き上げられるとともに、これまで親告罪であったものが非親告罪となるなど、画期的な改正となりました。ただし、強制性交等罪の成立要件として脅迫、暴行を伴うことが必要とされるなど、改正の内容が不十分ではないかとの議論があったため、衆議院では6項目、参議院では9項目もの附帯決議が付され、施行3年後の見直し規定が盛り込まれています。こうした刑法改正により、改正前より多くの事例が犯罪と認定されるようになったものの、明確な抵抗が明らかでない限り加害者を罪に問えないため、裁判で加害者側が無罪となる例が相次いだことなどから、改めて改正刑法の内容が社会問題化しています。当然、被害者は明確な形で抵抗できない場合もあるため、多くの欧米諸国では、同意のない性交は全てレイプとして刑事罰の対象とするなど、被害者の視点に立った性犯罪の定義規定の改正が行われています。

よって、国会及び政府は、被害者の視点に立ったよりよい制度を実現するため、性犯罪に関する刑法改正の議論を直ちにスタートさせ、早急に下記の見直しを行うよう強く求めます。

### 記

1. 強制性交等罪等における暴行、脅迫、心神喪失、抗拒不能に加えて、不同意を要件として性犯罪が成立するよう改めること。
2. 監護者性交等罪の適用範囲を18歳以上に拡大すること。
3. 性交同意年齢を引き上げること。
4. 公訴時効期間の延長等を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月27日

枚方市議会議長 前田富枝

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

法務大臣